

プロジェクト	実務対応
	実務対応報告第 18 号の見直し
項目	公開草案に寄せられたコメントとそれらに対する対応案

本資料の目的

- 企業会計基準委員会は、平成 30 年 5 月 28 日に実務対応報告公開草案第 55 号（実務対応報告第 18 号の改正案）「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い（案）」及び実務対応報告公開草案第 56 号（実務対応報告第 24 号の改正案）「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い（案）」（以下合わせて「本公開草案」という。）の公表を行った。本公開草案に対するコメント期間は 2 カ月であり平成 30 年 7 月 30 日に締め切られた。本公開草案に対しては、5 通のコメント・レターが寄せられた。本資料は、本公開草案に対するコメントとその対応案である。

以上

実務対応報告公開草案第 55 号

「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い（案）」等に対するコメント

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

- ・ 実務対応報告公開草案第 55 号（実務対応報告第 18 号の改正案）「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い（案）」（平成 30 年 5 月 28 日公表）
- ・ 実務対応報告公開草案第 56 号（実務対応報告第 24 号の改正案）「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い（案）」（平成 30 年 5 月 28 日公表）

2. コメント募集期間

平成 30 年 5 月 28 日～平成 30 年 7 月 30 日

3. 公開草案を踏まえた公表物の名称及び公表時期

- ・ 改正実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告第 18 号」という。）（平成●年●月●日公表）
- ・ 改正実務対応報告第 24 号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告第 24 号」という。また、実務対応報告第 18 号と合わせて「本実務対応報告」という。）（平成●年●月●日公表）

4. コメント提出者一覧

[団体等]

団 体 名	
CL1	日本公認会計士協会
CL2	一般社団法人 日本経済団体連合会
CL3	株式会社ディスクロージャー&IR 総合研究所

[個人（敬称略）]

氏名・所属等（記載のあるもののみ）		
CL4	田淵 隆明	公認システム監査人 IFRS・連結会計コンサルタント
CL5	國見 琢	公認会計士

5. 主なコメントの概要とその対応

以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会（以下「委員会」という。）のそれらに対する対応です。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
(質問1) 在外子会社等で IFRS 第9号「金融商品」を適用し、資本性金融商品の公正価値の事後的な変動をその他の包括利益に表示する選択をしている場合の組替調整を修正項目とする提案について		
(全体を支持するコメント)		
1) 提案内容に同意する。	提案に同意する。	
(適用する減損の定めに関するコメント)		
2) 適用する減損の定めの継続性について	<p>在外子会社等が保有する資本性金融商品について減損処理の検討を行うに当たっては、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」の定め、又はIAS第39号「金融商品：認識及び測定」（以下「IAS第39号」という。）の定めに従うこととされている。いずれかを当初選択した後は、選択した定めを継続適用することが想定されていると理解しているが、そうであれば、その旨を明確化することが望ましい。</p> <p>（理由）</p> <p>いずれかの定めを選択した後、適用する減損の定めを変更するケースが考えられるのかどうか、実務において首尾一貫した適用がなされるようにする必要がある。</p>	
3) IAS第39号の減損の定めの明確化につ	本公開草案の脚注3において、「国際財務報告基準第9号「金融商品」の公表により、国際会計基準第39号「金融商品：認識及び測定」における金融資産の減損の定めは削除されている。」と説明されている。当該説明に代えて、IAS第39号の減損の定めを具体的	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
いて	<p>に記載することが望ましい。 (理由)</p> <p>子会社の会計処理を修正するに当たり、既に削除された IAS 第 39 号の減損の定めを適用していくのであれば、当該定めを具体的に記載して周知させる必要がある。企業会計基準委員会による修正会計基準第 2 号「その他の包括利益の会計処理」においては IAS 第 39 号の定めを具体的に記載している箇所もあることから、同様の方法を検討してもよいと考えられる。また、本公開草案の脚注 3 の説明は事実であるものの、子会社の会計処理を修正するに当たり、IAS 第 39 号の減損の定めに従うことが事実上認められないという誤解を招くことも考えられる。</p>	
(質問 2) その他		
(追加を提案した修正項目に関するコメント)		
4) 修正項目とすることの適切性について	<p>資本性金融商品の公正価値の事後的な変動をその他の包括利益に表示する選択をしている場合の組替調整を、連結決算手続きにおける修正項目とすることは適切と考える。</p> <p>当該項目は、IFRS のエンドースメント手続きにおいて、『削除又は修正』の対象とされている項目であり、わが国として受け入れられない考え方の会計処理として、国際的に意見発信を行っている。</p> <p>これまでわが国が行ってきたリサイクリングに関する意見発信と矛盾する措置を、実務対応上の問題を理由に設けることは適切ではないと考える。</p>	
(改正の考え方に関するコメント)		
5) 改正にあた	実務対応報告公開草案第55号に記載されている「本実務対応報告の考え方」の内容を	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
っての結論の背景の記載について	<p>見直した上で結論の背景を詳細に記述するべきである。</p> <p>コメント募集文書に「修正項目として追加する項目の有無について、我が国の会計基準に共通する考え方と乖離するか否かの観点や実務上の実行可能性の観点に加えて、子会社における取引の発生可能性や子会社において発生する取引の連結財務諸表全体に与える重要性の観点等から検討を行いました。」との記述があるが、これは実務対応報告公開草案第55号に記載されている「本実務対応報告の考え方」の内容と必ずしも整合していないように見受けられる。「本実務対応報告の考え方」の内容が現状に適合していないのであれば、これを見直すべきである。</p> <p>また、本公開草案には具体的にどのような検討がなされたのかという結論の背景に関する記述が見当たらない。結論の背景に関する記述は、貴委員会における検討が「本実務対応報告の考え方」に沿って適切になされたかどうかを検討する上で非常に有用なものである。そのため、現状では利害関係者が本公開草案の適切性を検討するための材料が不足していると考えている。</p> <p>特に、企業会計基準委員会による修正会計基準第2号「その他の包括利益の会計処理」において削除又は修正項目とされているノンリサイクリング処理のすべてが本公開草案において修正項目とされているわけではない点は、「本実務対応報告の考え方」に反しているように感じられる。そのため、この点についての説明が十分になされることを要望する。</p>	
(適用時期に関するコメント)		

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
6) 中間連結財務諸表についての適用時期	中間（連結）財務諸表作成会社については、実務対応報告公開草案第 55 号の適用時期等（3）②⑤ ¹ の取扱いが、四半期（連結）財務諸表作成会社に準じて適用されるということでおよいか確認したい（実務対応報告公開草案第 56 号の同適用時期等の取扱いも併せて確認したい。）。	
(開示に関するコメント)		
7) 注記内容の明確化について	実務対応報告公開草案第 55 号の適用時期等（3）③なお書 ² の取扱いは、基準適用前期において、未適用の会計基準等に関する注記の適用時期に関する注記（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準第 12 項（2））として適用予定日を記述することを改めて求めているのか、あるいは基準を適用した期において、会計方針の変更の注記として原則適用時期より遅い適用である旨の記述をしているのか、について確認した	

¹ 適用時期等（3）②

① の定めにかかわらず、平成 30 年改正実務対応報告の公表日以後最初に終了する連結会計年度及び四半期連結会計期間において適用することができる。

適用時期等（3）⑤

平成 30 年改正実務対応報告の公表日以後最初に終了する四半期連結会計期間に平成 30 年改正実務対応報告を早期適用し、会計方針の変更による累積的影響額を適用初年度の利益剰余金に計上する場合、会計方針の変更による累積的影響額を早期適用した四半期連結会計期間の期首時点ではなく連結会計年度の期首時点の利益剰余金に計上する。

また、早期適用した連結会計年度の翌年度に係る四半期連結財務諸表においては、早期適用した連結会計年度の四半期連結財務諸表（比較情報）について平成 30 年改正実務対応報告の定めを当該早期適用した連結会計年度の期首に遡って適用する。

² 適用時期等（3）③

①の定めにかかわらず、平成 32 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度の期首又は在外子会社等が初めて国際財務報告基準第 9 号「金融商品」を適用する連結会計年度の翌連結会計年度の期首から適用することができるものとする。なお、この場合、その旨を注記する。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	い。	
(設例に関するコメント)		
8) 設例 5 の表現について	<p>設例 5 の以下の表現が紛らわしいので修正すべきと考えます。</p> <p>この設例では、当該資本性金融商品の時価評価について、海外子会社では FVOCI であるのに対し、P 社は FVTPL であることを想定している。従って、現行の設例の文言は紛らわしいと思われる。</p> <p>〈現行〉</p> <p>P 社における資本性金融商品の公正価値の事後的な変動をその他の包括利益に表示する選択をしている場合の組替調整に係る連結修正仕訳</p> <p>〈修正案〉</p> <p>E 社が資本性金融商品の公正価値の事後的な変動をその他の包括利益に表示する選択をしている場合の、P 社における組替調整に係る連結修正仕訳</p>	

以上